

No	頁	第1	1	(1)	1)	①	a	項目等	修正前	修正後
1	5	2	9					9 事業スケジュール (予定)	※この期間における解体・撤去対象施設は「既存体育館」及び「相撲場」であり、「本施設、庭球場及び駐車場の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備(照明塔、トイレ、植栽、その他構造物等)」については事業者の提案による。	※この期間における解体・撤去対象施設は「既存体育館」及び「相撲場」であるが、「相撲場」の解体開始時期は提案できるものとする。ただし、令和6年4月1日以降とすること。また、「本施設、庭球場及び駐車場の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備(照明塔、トイレ、植栽、その他構造物等)」の解体・撤去期間については事業者の提案による。

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	修正前	修正後
1	4-1	71	1		①			① 設計業務及び建設・工事監理業務に係るサービス対価	<p>割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払を前提とし、割賦手数料は、基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド: ●. ●パーセント)に基づく割賦利息相当額とする。基準金利は、本施設等の引渡し日の2銀行営業日前の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継若しくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、当該金利スワップレートにより基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0パーセントとする。基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いる。なお、提案書提出時に使用する基準金利は、0.5パーセントとする。</p>	<p>割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払を前提とし、割賦手数料は、基準金利と事業者の提案による利ざや(スプレッド: ●. ●パーセント)に基づく割賦利息相当額とする。基準金利は、<u>本施設分を令和6年6月末日(本施設の引渡し予定日)の2銀行営業日前、駐車場・庭球場分を令和7年3月末日(駐車場・庭球場の引渡し予定日)の2銀行営業日前</u>の東京時間午前10時現在の東京スワップ・レファレンス・レート(T.S.R)としてテレレート17143ページ(又はその後継若しくは代替ページ)に掲示されている6箇月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、当該金利スワップレートにより基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0パーセントとする。基準金利の確定日において、LIBORの公表が停止されている場合は、日本銀行等が定める後継金利指標を用いる。なお、提案書提出時に使用する基準金利は、0.5パーセントとする。</p>

No	本編	添付資料	頁	1章	1節	1.	(1)	1)	①	ア	i)	項目等	修正前	修正後
1	○											目次	—	閲覧資料10 下関運動公園の緑被率
2	○		10	1	4	6						6.事業スケジュール(予定)	※この期間における解体・撤去対象施設は「既存体育館」及び「相撲場」であり、「本施設、庭球場及び駐車場の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備(照明塔、トイレ、植栽、その他構造物等)」の解体・撤去期間については事業者の提案による。	※この期間における解体・撤去対象施設は「既存体育館」及び「相撲場」であるが、「相撲場」の解体開始時期は提案できるものとする。ただし、令和6年4月1日以降とすること。また、「本施設、庭球場及び駐車場の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備(照明塔、トイレ、植栽、その他構造物等)」の解体・撤去期間については事業者の提案による。
3	○		27	2	1	4	(2)	1)			v)	1)電灯設備	v)メインアリーナ、多目的ホールの照明器具は、各種競技が開催できるよう1,500ルクス以上の照度を維持し、各種競技に合わせて調光できるものとする。照明器具の配置と選定については、競技者に配慮して拡散パネルを設置する等のグレア規制や、競技エリア内が均一な明るさになるようにすること。	v)メインアリーナ、多目的ホールの照明器具は、各種競技が開催できるよう1,500ルクス以上の照度を維持し、各種競技に合わせて調光できるものとする。メインアリーナ、多目的ホールにおける照明器具の配置と選定については、グレア制限値、照明均斉度、演色性を考慮し、国体等の競技に支障がないようにすること。
4	○		27	2	1	4	(2)	1)			vi)	1)電灯設備	vi)メインアリーナの照明器具は、照明制御盤により、器具ごとに入切可能なものとする。	—
5	○		39	2	2	1	(1)	2)	①		viii)	①競技場	viii)各種イベントに柔軟に対応できるよう、トラックが直接乗り入れ可能なフロア強度とすること。	viii)アリーナの床荷重については、災害時の物流拠点施設としての対応のため、物資(パレット積 最大1.2t)を積載した状態のフォークリフトの荷重に耐えられる強度とすること。
6	○		39	2	2	1	(1)	2)	①		ix)	①競技場	ix)壁面沿いの天井部分には、広告用の吊りバトン(電動)を可能な限り(6m×12本程度)設置すること。	ix)壁面沿いの天井部分には、広告用の吊りバトンを可能な限り(6m×12本程度)設置すること。
7		添付資料4										維持管理業務項目詳細一覧	(別紙1参照)	

No	本文	書類名	様式 番号	I	(1)	①	項目等	修正前	修正後
1		様式集	K-1				初期投資費見積書 (項目)	<u>本施設:</u> 令和4年度 令和5年度 令和6年度(令和6年4月～6月) <u>既存施設の解体・撤去及び駐車場・庭球場:</u> 令和6年度(令和6年9月～令和7年3月)	<u>内訳:</u> 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度(令和6年4月～6月) 令和6年度(令和6年9月～令和7年3月)
2		様式集	M-1				基礎審査項目チェック シート	(別紙2参照)	

業務概要		実施概要
1 建築物保守管理業務		
(1) 定期保守点検業務	・ 屋根、内外壁、天井、柱、床、建具、階段、建具(内部・外部)等の保守点検	(定期点検)年1回 (巡視・外観点検)年6回
(2) 建築物定期調査		3年1回
(3) 防火対象物定期点検	・ 防火対象物の定期点検及び報告(防火管理者の選任、防災性能表示の確認、避難経路の点検等)	年1回
(4) 故障・クレーム対応		随時
2 建築設備保守管理業務		
(1) 定期保守点検業務	各種設備の運転、監視、点検、調整、整備、記録等	
① 電気設備(電気保安)	i) 照明・電灯コンセント設備 ii) 映像設備 iii) 音響装置 iv) 情報通信設備 v) 誘導支援設備 vi) 電話・施設内放送・テレビ受信設備 vii) 受変電設備 viii) 非常用発電設備 ix) 警備・防災設備 x) 放送設備	年1回 年1回 年1回 年1回 年2回 年1回 年1回 (定期点検)年1回 (巡視・外観点検)年6回 (定期点検)年1回 (巡視・外観点検)年6回 年1回 年1回
② 空調換気設備	i) 空調設備(冷房・暖房の切替、フィルター清掃・交換、絶縁測定含む) ii) 換気設備(フィルター清掃・交換、点検、防虫対策) iii) 自動制御設備 iv) 熱源設備	年2回 年2回 年2回 (簡易点検)関係法令に応じて実施 (定期点検)年1回
③ 給排水衛生設備	i) 給水設備(受水槽を含む) ii) 排水設備 iii) 衛生設備 iv) 給湯設備	年1回 年1回 年1回 年1回
④ 自動ドア・シャッター設備	・ 定期保守点検・調整(建築基準法及び日本工業規格、(社)日本シャッター・ドア協会の保守点検仕様に基づく)	年2回
⑤ 消防設備	・ 消火器・消火栓、自動火災報知設備、避難器具、救助袋、誘導灯・誘導標識、非常放送設備等の定期保守点検・調整(消防法に基づく)	(総合点検)年1回 (外観機能点検)年2回
⑥ 防火設備	・ 防火戸・防火シャッター等の防火設備点検(建築基準法)	年1~2回
⑦ 昇降機設備(設置する場合)	・ エレベーター(EV)の保守点検(フルメンテナンス)	(EVの外観・機能点検)年3回 (EVの遠隔点検)月1回 (EVの定期点検)年1回
⑧ その他の設備等	・ 耐震性貯水槽(ポンプ、発電機含む)	適宜
(2) 建築設備定期検査	・ 消防用設備等点検、防火対象物の定期点検等 換気設備、排煙設備、非常用照明設備、給水設備及び排水設備の定期検査及び報告	年1回
(3) 故障・クレーム対応		随時
3 備品等保守管理業務		
(1) 備品等台帳の整備業務	・ 備品台帳の作成・管理	随時 (点検)
(2) 保守管理業務	・ 備品等の点検、保守、修繕、更新、消耗品の補充	(保守、修繕、更新、補充)随時
(3) 故障・クレーム対応		随時
4 外構等維持管理業務		
(1) 外構等定期保守点検業務	・ フェンス、サイン、外灯、舗装、廃棄物庫、駐輪場等	年1回
(2) 植栽管理業務		(樹木消毒・施肥)年3回 (樹木・植栽剪定)年1回 (除草)年2回
(3) 故障・クレーム対応		随時
5 環境衛生・清掃業務		
(1) 環境衛生業務		
① 空気環境測定業務	・ 空気環境測定(ホルムアルデヒド測定含む)	(ホルムアルデヒド等)随時 (定期測定)年6回
② 防虫・防鼠業務	・ 小動物・害虫駆除	随時
③ 巡回点検	・ 施設内(貯水槽を含む)の巡回点検	月1回
④ 水質検査	・ 飲料水及び飲料水に関する施設・設備の検査	(残留塩素測定)7日に1回 (法定水質検査)年2回
⑤ 各種検査立ち合い		適宜
(2) 定期清掃業務		
① 定期清掃業務	i) 本施設の床洗浄・床面ワックス塗布 ii) ダストマット等の洗浄・交換 iii) 照明器具の清掃 iv) 換気扇(吹出口及び吸込口等)の清掃 v) 空調装置の清掃 vi) 外壁・外部建具・窓ガラス等の清掃 vii) 受水槽及び高架水槽の清掃 viii) 衛生設備の清掃 ix) 雑排水(グリストラップ・排水溝・汚水管・マンホール等)の清掃	年1回 適宜 適宜 年2回 年2回 年2回 年1回 年3回 年2回
6 警備保安業務		
(1) 防犯・警備業務	・ 機械警備	
	i) 機械警備設備の定期保守点検・調整	随時
(2) 防火・防災業務	i) 安全に使用できる緊急時安全避難手段の確保・明示 ii) 避難経路からの常時障害物除去 iii) 火の元及び消火器・火災報知器等の定期点検 iv) 防火・防災に関する事項の平面プラン明示 v) 緊急時等の対応(防災計画に基づく)	常時 随時 随時 随時更新 緊急時
7 修繕業務		
	・ 修繕(保全)計画の作成	・ 大規模修繕を見据えた事業期間全体の修繕(保全)計画の作成
	・ 修繕	・ 床、内外壁、柱、天井、屋根、建具、階段、建築設備、外構等の修繕・更新
		適宜

※ 事業者の提案により、上記以外に整備された設備機器等に関する保守点検等についても維持管理業務に含むものとする。

(4) 日照障害の影響への配慮	計画地の北西の住宅及び西側の病院に対する日照障害に十分配慮し、影響が可能な限り小さくなるよう配慮すること。	
(5) 騒音の影響への配慮	施設やグラウンドの配置の変化により、北西側住宅及び西側病院並びに南側住宅に対する音環境が変化するため、騒音の低減に十分配慮すること。計画地は主要には第2種住居地域であり、参考として騒音規制法（昭和43年法律第98号）（対象外）の規制基準は昼間（8～18時）は60dB以下、朝（6～8時）及び夕（18～21時）は50dB以下、夜間（21～6時）は45dB以下とされている。想定される活動による発生音の大きさと開口部の遮音性能、音源からの距離減衰等を考慮し、住環境の低下を招かないような対策を講じること。	
3. 構造計画の考え方	本施設の構造計画は、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体「Ⅱ類」（建築基準法の1.25倍）、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」の耐震安全性を確保するとともに、建築基準法等の関係法令に準拠すること。	
4. 設備計画の考え方	コンクリートの計画共用期間を「標準」以上とし、耐久設計基準強度を24N/mm ² 以上とすること。 設備計画は、「建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成30年度版）」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の計画を行うこと。 なお、「資料7 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。	
(1) 共通	設置する設備や機材は長寿命かつ信頼性の高いものを使用すること。また、交換・修理が容易な仕様とすること。 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を整備すること。 配管又は機器からの漏水等による水損事故等を防止するため、必要に応じて防水、防湿等の適切な措置を講じること。 屋外に各種設備機器類を設置する場合は、塩害及び安全対策に配慮すること。 内部レイアウトを検討し、電機室は原則屋内に設置すること。また、トイレ等の水を使用する階下には、電気室を設置しないこと。	
(2) 電気設備		
1) 電灯設備	各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、利用者に配慮し十分な配置計画とすること。 イベントや災害時利用等を想定し、外壁面等にも、コンセントを設置すること。なお、非常用電源回路のコンセントは明確に識別できるようにすること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。 非常用照明、誘導灯は、関連法令や所轄消防の指導に準拠して設置し、容易に点検ができる機器を選定すること。 照明器具はLED等の省エネルギー・高効率な器具とし、諸室の用途や適性を考慮してそれぞれ適切な機器選定を行うこと。諸室の照度は、JIS照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。 メインアリーナ、多目的ホールの照明器具は、各種競技が開催できるよう1,500ルクス以上の照度を維持し、各種競技に合わせて調光できるものとする。メインアリーナ、多目的ホールにおける照明器具の配置と選定については、競技者に配慮して拡散パネルを設置する等のグレア制限値、照明均斉度、演色性を考慮し、国体等の競技に支障がないようにすること規制や、競技エリア内が均一な明るさになるようにすること。 メインアリーナの照明器具は、照明制御盤により、器具ごとに入切可能なものとする。 高所に設置する照明器具は、点検用廊下等により保守、交換等が行いやすい計画とすること。 照明器具には、必要に応じて照明器具の破損を防止する保護装置を設けること。 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。 各室の照明は、事務室においても管理できるようにすること。 本事業で整備する庭球場の照明は、既存のクラブハウスで操作できるようにすること。本事業で整備する庭球場から既存のクラブハウスまでの配管路のうち、資料12外構整備範囲外の既存配管は利用可能とする。	
2) 動力設備	動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。	
3) 雷保護設備	重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。	
4) 受変電設備	受変電設備は、キュービクル式とする。 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。 映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。 将来の設備増設や更新スペースを確保し、設備更新時の搬入口、搬入経路に配慮した計画とすること。 受変電・発電設備を設置する室内の室温・湿度の管理を適正に行い、機器の安全性を保つこと。 使用電力量を記録、確認ができ、統計的分析に使用できるデータが採取可能なメーター機器（デマンド監視システム）等を設置し、事務室にて確認できるようにすること。	
5) 電力貯蔵設備	瞬時停電においても電力供給を必要とするパソコン等の負荷には、無停電電源装置を設置すること。	
6) 発電設備	発電設備は、対象負荷に電力を供給し、最低72時間使用できるものとする。また、72時間運転可能な燃料を備蓄すること。 対象負荷は、非常時に電気が必要な諸室等の保安動力（換気、空調、給排水ポンプ、エレベーター）、保安照明等（室内照明、避難通路照明、コンセント）及び通信情報機器等とすること。なお、非常時に電気が必要な諸室等は、事務室、多目的室、放送室、救護室、1階便所及び1階廊下とする。	
7) 構内情報通信網設備	管理者用LAN及び利用者用無線LANの系統を分けて導入すること。管理者用LANが必要な諸室は別添のとおり。（「資料7 電気・機械要求性能表」参照） 全館で利用者用無線LANが利用できるよう整備すること。 管理者用LAN及び利用者用無線LAN導入に必要な配線、機器仕様は、提案時点の最新のものとする。	
8) 構内交換設備	ダイヤルイン方式とし、必要に応じた回線数とすること。 必要諸室に内線電話を設置すること。（「資料7 電気・機械要求性能表」参照）。 5分以上の停電補償時間を確保するとともに、発電機回路に接続すること。	
9) 情報表示設備	親時計を事務所に設置し、各室に子時計を設置すること。	
10) 拡声設備	放送設備として、非常放送、業務放送が可能な設備とすること。 放送は、事務室から屋内外に個別、一斉放送ができること（「資料7 電気・機械要求性能表」参照）。また、メインアリーナと多目的ホールは放送区域を分け、個別に放送できるようにすること。 放送設備は、放送の他に、BGM、チャイム、ラジオ放送が流せること。また、緊急地震速報の受信端末を導入し、緊急地震速報が瞬時に放送できること。 火災発生時に、自動的に緊急放送が流れるようにすること。 既存のクラブハウスから本事業で整備する庭球場へ放送ができるようにすること。本事業で整備する庭球場から既存のクラブハウスまでの配管路のうち、資料12外構整備範囲外の既存配管は利用可能とする。	
11) 誘導支援設備	高齢者や、視覚障害者の利用に配慮した音声案内をエントランスや多目的トイレ等に設置すること。 聴覚障害者の利用に配慮した音声情報を視覚的に提供する電子掲示板などのサインを設置すること。 エントランス、エレベーター、出入口及び駐車場ゲートにインターホンを設置し事務室と連絡が取れるようにすること。 エレベーター、多目的トイレ、更衣室等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備とし、事務室に表示盤を設置すること。	
12) テレビ共同受信設備	必要諸室に事業用敷地内にて受信可能な民間放送（CATV放送受信設備を含む）及び映像表示設備と連携した館内共聴設備を設置すること。（「資料7 電気・機械要求性能表」参照）。 受信料その他受信にかかる費用は、事業者負担とする。	
13) 監視カメラ設備	防犯、運営のためエントランス、各アリーナ、駐車場等の屋内外の必要な個所にカメラを設置すること。 事務室に監視モニターを設置し、録画記録を行えるよう整備すること。 メインアリーナ及び多目的ホールの映像が、大会本部室、放送室で確認できるようにすること。	
14) 駐車場管制設備	車両の安全運行と出入庫、料金管理ができる管制設備を設置すること。	
15) 防犯・入退室管理設備	建物の出入口にて機械警備による監視を可能とすること。 窓などの開口部を含めて適宜防犯設備を設置すること。	
16) 火災報知設備	関係法令に基づき、所轄消防署と協議を行い、消防機器を設置すること。 事務室に受信機を設置すること。	
17) テレビ電波防除設備	近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除施設を設置すること。 設計時に事前調査を実施し、完成後に事後調査を実施し、受信レベル、受信画質等の報告書を作成し提出すること。	

(3) 保安警備の充実	<p>日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理に留意した計画とし、施設装置は全諸室に設けること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。</p> <p>ロッカー等の施設利用者の貴重品・所持品保管場所は、盗難防止対策を十分に行うこと。同時に、施設利用者のプライバシーへも配慮すること。</p>		
第2節 設計業務対象施設に係る要件			
1. 本施設			
(1) 必須施設			
1) 共通			
	<p>メインアリーナ、多目的ホール、多目的室、事務室、共用部等、外構等で構成し、利用者の多様なニーズに応じた運営が可能な計画とする。</p> <p>国体開催基準に基づくほか、各種公式競技が開催でき、メインアリーナでの大会開催時にも多目的ホールや多目的室を市民が一般利用できるなど、メインアリーナと多目的ホール、多目的室で別々の利用が可能な計画とする。</p> <p>メインアリーナと多目的ホールの同時使用により、1日で多数の試合を行う必要がある全国大会等の大規模大会や中学・高校・市民レベルの各種スポーツ大会などを開催できる計画とする。</p> <p>メインアリーナや多目的ホールでの大会やイベント開催時にも来場者がスムーズに入退場できるよう、廊下や階段の幅、ロビーの広さ等に十分配慮すること。</p> <p>内部仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。球技等の競技に応じた壁面の破損等の対策を十分に行うこと。フットサル利用の可能性にも配慮した天井・壁面・各種設備機器類の強度等の確保や施設内部の保護対策を講じること。</p> <p>照明は、各種競技の公式試合に対応する照度を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。</p> <p>臭気等がこもらないように、通風、換気には特に配慮すること。</p> <p>仮設対応によるテレビ中継を想定し、電源設備の確保やテレビ中継車からアリーナへの映像ケーブルのルートを確認すること。</p> <p>壁面の正面上部に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。なお、具体的な設置範囲は事業者の提案によるものとするが、競技床の長辺、短辺各1ヶ所の計2ヶ所以上設置すること。</p> <p>大会本部室、放送室はメインアリーナに直接面する配置とし、アリーナ内全体が視認できる設えとすること。</p> <p>持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源を見込むこと。</p> <p>運動等による荷重を考慮すると共に、振動が伝播しないように配慮した計画を行うこと。</p> <p>壁面に窓を設置するとともに遮光装置を設けること。遮光装置については原則電動とし、利用者の利便性を損なわない範囲で手動とすることができる。</p> <p>天井、壁、観客席等の仕上げは、照明等を反射して競技に影響しないものとする。</p> <p>建物屋内の柱や壁面において、デジタルサイネージを適宜設置することが望ましい。</p> <p>Bリーグ、Vリーグ、Tリーグ、S/Jリーグの試合開催を想定し、各リーグの施設基準に準拠した計画とすること。ホームアリーナとしての施設基準は条件としないが、可能な限り配慮すること。</p> <p>競技大会等の利用に配慮し、選手・スタッフ用通路と利用者動線を明確に区分すること。</p> <p>フロアの各種競技の支柱の金具はフタ付とし、安全性及び美観に配慮すること。</p> <p>換気や湿度管理を適切に行うとともに床材に配慮し、床の結露等による運動環境への影響、床材の早期の劣化等が発生しないよう配慮すること。</p> <p>メインアリーナ、多目的ホール、多目的室においては、以下の競技・活動等の利用を予定している。</p> <p>メインアリーナ：バスケットボール、バレーボール（6人制・9人制）、バドミントン、ハンドボール、卓球、体操、硬式・ソフトテニス、タグラグビー、フットサル、各種障害者競技</p> <p>多目的ホール：バスケットボール、バレーボール（6人制・9人制）、バドミントン、ハンドボール、卓球、フットサル、硬式・ソフトテニス、各種障害者競技</p> <p>多目的室：卓球、武道（柔道、剣道、空手等）、軽運動（ヨガ・ダンス等）、サウンドテーブルテニス、会議、研修</p>		
2) メインアリーナ			
① 競技場			
	<p>競技場の有効スペースは69m×46m以上とし、バスケットボール3面、バレーボール6人制3面（練習等4面）、バレーボール9人制3面、バドミントン12面、ハンドボール2面、卓球20面（練習等35面）、ソフトテニス3面、硬式テニス4面、タグラグビー1面、フットサル2面、器械体操（ゆか、あん馬、つり輪、跳馬、平行棒、鉄棒、段違い平行棒、平均台）、新体操及び各種障害者競技のコートが設置できる面積を確保すること。</p> <p>アリーナの有効高さは各種公式競技に必要な高さを確保すること。</p> <p>球技の飛球による施設及び機器の損壊を防ぐための十分な対策（防球フェンス・防球マット・カバー等）を講じること。</p> <p>障害者スポーツの利用にも配慮した計画とすること。</p> <p>上足での利用を前提とすること。</p> <p>災害等、非常時の物資の搬入出にも配慮し、外部から直接資器材を搬入出できる出入口及びルートを確認すること。</p> <p>床材は、事業者の提案による（フローリング、スポーツ用弾性塩ビシート等）。</p> <p>アリーナの床荷重については、災害時の物流拠点施設としての対応のため、物資（パレット積 最大1.2t）を積載した状態のフォークリフトの荷重に耐えられる強度とすること各種イベントに柔軟に対応できるように、トラックが直接乗り入れ可能なフロア強度とすること。</p> <p>壁面沿いの天井部分には、広告用の吊りバトン（電動）を可能な限り（6m×12本程度）設置すること。</p>		
② 観客席			
	<p>観客席は、競技場全体が見渡せる位置に、スポーツ観戦のみならず、各種イベントにも利用しやすいよう配置すること。</p> <p>1階移動観客席、仮設席、2階観客席（固定）の合計4,500席以上（車いす席を含む）の観客席を確保すること。</p> <p>1階においては可能な限り競技場面積を広く有効利用できる提案に努めること。2階観客席は1,700席以上とし、一部には来賓席を確保すること。また、来賓席には専用トイレを設けること。</p> <p>車いす利用者用及び介護者用の観客席（スペース）を、利用しやすい位置に設置すること。</p> <p>観客席内は柵・手摺等を設置し、転落防止に十分配慮すること。</p> <p>日常利用に配慮して、競技場から2階観客席に容易にアクセスできるよう、可能な限り使いやすい位置に階段を設けること。</p>		
③ ランニングコース			
	<p>2階観客席外周部に、地域住民が日常的に使用できるランニングコースを整備すること。</p> <p>ランナーが一方向で走るのに十分なコース幅を確保すること。</p>		
④ 器具庫			
	<p>メインアリーナ用器具庫は1階に設置すること。</p> <p>メインアリーナ用器具庫は、数ヶ所に分散させる計画も可とする。なお、大型の備品を収納する器具庫は、メインアリーナに隣接させること。</p> <p>器具庫は、コンクリート床とし、通風・換気に配慮すること。また、外部からの搬入出口を設置すること。</p>		
⑤ 大会本部室			
	<p>大会本部室は、80㎡程度とし、移動間仕切りにより2室以上に分割できるようにすること。役員・選手の控室、休養室、仮設ドーピング検査室、イベント使用時の控室等、様々な用途で利用できる室とすること。また大会、イベント時以外の平常時においても、多目的に利用できる室として利用することを期待する。</p> <p>大会本部室は、アリーナ長辺中央に配置すること。室内には、大会運営のための放送設備を設けること。</p> <p>競技場全体を見渡せるようメインアリーナに面してカウンター及び窓を設け、良好な視認性のもと競技状況を把握できるとともに、大会運営が円滑に行えるようにすること。</p> <p>災害時には、運営本部として機能できるよう、防災無線用の空配管を整備すること。</p>		
⑥ 放送室			
	<p>放送室は、メインアリーナ用の放送・音響機材を置くスペースを確保すること。室内は防音仕様とすること。</p>		
⑦ 救護室			
	<p>メインアリーナに近接して救護室を設置すること。平常時は施設利用者の応急処置のため、災害時は避難者のための医務室として機能させること。</p> <p>室内は抗菌性のある内部仕上げとし、ベッド、手洗いカウンターを備えること。</p>		
⑧ ロッカー室			
	<p>ロッカー室は、同時時間の最大利用者数を満たす個数のロッカーが設置可能なスペースを確保すること。</p> <p>1室を2室以上に分割して複数のチーム・競技別に利用できるように設えること。</p> <p>ロッカーは施設できる構造とし、具体的な設備形式は事業者の提案による。</p>		
⑨ シャワー室・トイレ（選手用）			
	<p>選手用のシャワー室・トイレを男女別に設けること。</p> <p>2室以上に分割でき、複数のチーム・競技別に利用できるようにすること。</p>		